

## 令和6年3月（第1回）定例会 文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第27号宇部市介護保険条例中一部改正の件外9件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果としては、議案第32号、第33号、第42号、第43号及び第49号の5件については全会一致をもって、第27号から第31号までの5件については賛成多数をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました

それでは、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第27号宇部市介護保険条例中一部改正の件についてです。

これは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めるとともに、その他所要の整備を行うものです。

本案については、執行部から、次のような説明がありました。

介護保険料は、介護保険法の規定による介護保険事業計画の策定に伴い、高齢者人口や介護給付費などの見込みに応じて、3年ごとに見直すこととなっている。このたび、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期宇部市高齢者福祉計画において計画期間内に必要と見込まれる介護給付費のうち65歳以上の第1号被保険者の保険料で賄うべき総額を算出し、基準額を設定するとともに、所得等に応じて設定している介護保険料率の段階を追加する。基準額となる第5段階の介護保険料については、第8期の計画では月額5,980円であったが、本計画では月額6,200円となり、月額220円、年額2,640円の増額となる。

併せて、本改正においては、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、第9段階の該当要件を変更するとともに、現在の12段階から4段階を追加し、16段階と設定している。

このような説明を踏まえてなされた主な質疑を申し上げます。

まず、このたびの改正によって、高所得者の介護保険料がこれまでよりも負担増につながるのではないかとただしたところ、現在、後期高齢者特に85歳以上の人口増に伴い、介護給付費が上がっていること。加えて、このたびの介護報酬の改定によって、さらに介護給付費が上昇すると見込まれることから、前回の第8期に設定した保険料に比べ、第9期では保険料全体が増額となり、高所得者の保険料も増額となった。

本市では、国が示す13段階に3段階追加し、16段階と細分化させ、被保険者の負担を分散させるよう努めたとのことでした。

次に、このたびの改正に伴う第1段階から第16段階までの対象人数及び構成割合についてただしたところ、令和5年4月1日時点の本市の65歳以上の高齢者数は5万3,765人である。その内訳は、第1段階から第3段階までの低所得者層に当たる人数は2万1,729人で、全体の40.41%、第4段階及び第5段階は1万1,417人で、21.24%、第6段階から第12段階までは1万9,879人で、36.97%、最後に、今回新設された第13段階から第16段階までは740人で、1.38%である。

このたびの保険料算定については、第1段階から第3段階までの本市の人口比が国の平均よりも高いことを踏まえ、低所得者の負担軽減の強化に取り組んで設定したものであるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件、及び議案第29号指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件についてです。

これらは、いずれも条例の一部を改正するものであり、厚生労働省令の一部改正に伴い、それぞれ所要の整備を行うものです。

両議案は関連がありますので、本委員会においては一括して審査しま

した。

それでは、審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、

これら条例は、介護現場の規制緩和を進めるものであるが、介護サービスの質は確保されるのかただしたところ、当該条例改正は、介護従事者の環境改善を図り、介護制度を継続的に維持させるためのものである。このたびの改正によって、介護職員が働きやすい現場となるよう整備することで、良質な介護サービスが提供できると考えているとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり両議案いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案については、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。